

国際課税のケース・スタディ

非居住者がみなし退職所得を受ける場合の租税条約の取扱いについて

[事例]

米国人Aは日本の会社に3年間勤務したのち会社を退職し米国に帰ることになった。

日本の会社に勤務している間に、法律に基づき日本の厚生年金保険に加入し保険料を支払ってきたが、いままでは掛捨てとなっていた。

ところが平成7年4月より、法律が改正になり脱退一時金をもらえることになったが、米国に帰ってから請求をし脱退一時金を受領した場合に、その脱退一時金についての日本での課税関係はどうになるか。

また、米国人Bは法律に基づき日本の国民年金保険に加入し保険料を支払ってきたが、本年初頭に米国に帰国後脱退一時金の請求を行いこれを受領した。その場合この脱退一時金についての日本での課税関係はどうなるか。

[ポイント]

1 日本国籍を有しない者に対する脱退一時金の支給の概要

2 厚生年金の脱退一時金の課税関係について

3 国民年金の脱退一時金の課税関係について

[検討]

1 日本国籍を有しない者に対する脱退一時金の支給の概要

日本の公的年金制度は、老齢、障害又は死亡時の本人及び遺族の生活保障の観点から、日本国内に住所を有している者について、一定の要件のもとに国籍を問わず適用されることになっている。

近年増加している滞在期間の短い外国人についても公的年金制度を適用し、滞在中の事故により障害者になったり死亡した場合には障害給付や遺族給付が行われているが、所定の受給のための期間（20年から25年）を満たさないために保険料の納付が老齢給付に結びつかない点が問題とされていた。

この点については、最終的には二国間又は多国間の国際年金通算協定の締結により解決されることが望ましいところであるが、このような解決が図られるまでの間の特例措置として短期在留外国人が帰国した場合に、脱退一時金が支給されることとなった。

[具体的な支給要件及び支給額]

厚生年金保険の被保険者期間を6カ月以上有する外国人又は国民年金の第1号被保険者としての保険料納付済期間を6カ月以上有する外国人で、年金を受けることができない人が、帰国後2年以内に請求を行った場合、次の表の額の厚生年金保険又は国民年金の脱退一時金が支給される。

・厚生年金保険の場合

被保険者期間	支 給 額	被保険者期間	支 給 額
6カ月以上12カ月未満	平均標準報酬月額×0.5	24カ月以上30カ月未満	平均標準報酬月額×2.0
12カ月以上18カ月未満	平均標準報酬月額×1.0	30カ月以上36カ月未満	平均標準報酬月額×2.5
18カ月以上24カ月未満	平均標準報酬月額×1.5	36カ月以上	平均標準報酬月額×3.0

・国民年金の場合

第1号被保険者としての 保険料納付済期間	支 給 額	第1号被保険者としての 保険料納付済期間	支 給 額
6カ月以上12カ月未満	35,100円	24カ月以上30カ月未満	140,400円
12カ月以上18カ月未満	70,200円	30カ月以上36カ月未満	175,500円
18カ月以上24カ月未満	105,300円	36カ月以上	210,600円

2 厚生年金保険の脱退一時金の課税関係について

(1) 所得税の源泉徴収・分離課税

厚生年金保険の脱退一時金は、所得税法第31条の「退職手当等とみなす一時金」に該当し退職手当等のうち、その支払を受ける者が居住者であった期間に行った勤務、他の人的役務の提供に基づくものに該当する（所法161条8号のハ）ものとして扱われている。

したがって、当該一時金は、支給の際に20%の税率により所得税が源泉徴収されることになる（所法212①、213）。

(2) 租税条約の適用

租税条約の適用に当たって、一般の退職一時金は給与所得条項（役員については役員報酬条項）が適用される。

厚生年金の脱退一時金については、一般の退職一時金と同様に、租税条約の年金条項ではなく、給与所得条項又は役員報酬条項が適用され、役務提供地である日本で課税されることとなる。

3 国民年金保険の脱退一時金の課税関係について

(1) 所得税の源泉徴収と総合課税について

国民年金保険の脱退一時金は、所得税法第31条の【退職所得等とみなす一時金】に該当するが、

扱い上所得税法第161条第8号のハに規定する国内源泉所得には該当しないものとされており、したがって支給の際には所得税は源泉徴収されない。申告納税方式によることとなるが、この場合には基礎控除380,000円の控除が認められる。

(2) 租税条約の適用について

国民年金保険の脱退一時金については、租税条約の給与所得条項又は役員報酬条項は適用されず課税関係は次のようになる。

イ OECD モデルでは、その他所得条項が設けられており、当該条項に該当する所得は居住地国でのみ課税され日本では課税されない。

当該一時金は、その他所得条項に該当する。

したがって、OECD モデルを範とする租税条約では、原則として日本では課税されない。

ロ OECD モデルを範としない租税条約においては、各条約の規定を検討する必要がある。通常、当該一時金について特別の条項を設けているものはないと思われる所以国内法の規定によることになる。

ハ 租税条約を締結していない国の居住者が支給を受ける当該一時金の課税は、国内法の規定によることになる。

〔結論〕

非居住者がみなし退職所得を受ける場合の取扱いについて

① 厚生年金保険の脱退一時金は、一般の退職一時金と同様に、租税条約の給与所得条項又は役員報酬条項を適用し役務提供地である日本で課税される。

② 国民年金保険の脱退一時金は、所法161条8号に規定する国内源泉所得には該当しないこと

から源泉徴収の対象とはされない。

また、租税条約においては、その他所得に該当し、給与所得条項等は適用されない。条約の規定に従ってその課税関係が定まる。

課税対象となった場合においても申告納税方式により基礎控除の適用があることから、実際には納税の必要がないケースが大部分であると思われる。

(税理士 小沢 進)

国際取引課税

五味 雄治・大崎 满 共著

A5判
定価
4800円
(税込)

欧米と日本の制度を比較対比しながら、その仕組み、
移転価格税制、タックスヘイブン対策税制等を詳説。

財 経 詳 報 社